



## 第2回 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 を受けてのメモ

2013年7月4日 大阪学童保育連絡協議会

2013年6月22日、「第2回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が開催されました。配布された資料は下記の厚生労働省のホームページから入手することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi19>

### (あ) 学童保育の国の基準の全体像について

第2回目は、「指導員の資格」「指導員の配置基準」「施設・設備の基準」「開設日・開設時間」「その他の基準」について、論点が示され、どう考えるか委員から意見を求める会議でした。

“省令”（法律を具体的に推進するための基準・ルール/法的根拠あり）で決める基準と、ガイドライン（法的根拠なし）に入れる内容の分けなどについても論点としてだされていました。

※学童保育の国の基準は“省令”の中で「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を定める、となっています。

※参酌すべき基準であれ、“省令”に入れば法的根拠がありますので、影響力は大です。

→法的に「根拠」があるものは簡単に無視できません。地域の基準への影響や、予算確保の根拠に。

※学童保育の基準に関する参考資料→全国連協「設置・運営基準」

### 従うべき基準

#### (い) 指導員の資格について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条（児童厚生員＝児童の遊びを指導する者）をベースにすることが検討されました。

児童厚生員→(い)の下参照。

学童保育は、多様な子どもの生活・発達を保障する場であり、公共性のある子育て支援の場→専門職としての知識、技能が求められます。また、学童保育の質は、指導員の資質に大きく影響を受けます。指導員がスキルアップするためには仕事を継続できることが重要です。

「資格」化→→専門的知識・技能の担保、労働条件・社会的立場の向上につながる必要があります。

学童保育指導員には、固有の資格が必要です。(学童保育士協会・認証のカリキュラム参照)

#### (う) 指導員の員数（配置基準）について

学童保育は、一つの施設なので、少なくとも常時複数体制は欠かせません。配置基準は、子どもたちが安心・安全で豊かな生活・発達を保障されるには重要です。また集団規模とセットで考える必要があります。

全国連協の設置運営基準（集団の適正規模＝30人）

・20対3、21～30対4 ・障害児加配～障害の種類・内容によって加配する

### 参酌すべき基準

#### (え) 施設・設備について

子どもたちが、毎日・何年間も通い、小学生の時期の大半を過ごす場所です。「専用の施設」についても、「必要な施設空間・設備」についても、どんどん意見をあげましょう！都道府県のガイドラインも参考にあります。

※会議では、「生活の場」として整備することの賛同はあるものの、広さで1.65㎡を基準とすることの難しさもあるとの意見もだされていました。

#### (お) 開所日数について

学童保育は、毎日開所する施設。開所日数×1日ごとの補助単価 という放課後施策をつくる市町村が出ないよう、国の基準を定める必要がないでしょうか。

土日祝を閉所（≒平日は毎日）→247日、日祝を閉所（≒平日+土曜は毎日）→298日

という数字は参考になります。

#### (か) 開所時間について

終了時刻については、具体的な時間を明記するのは難しく「保護者の就労実態に即して」ということになるのではないかと意見が多くありました。

が、開所時間数（例：平日6時間、土・休9時間など）一定の基準を設けておく必要があると思います。→ex. 全児童一体化の5時から学童＝2時間開設…これもOKとならないために。

#### (き)(く) その他の基準・論点について

・集団規模…ガイドラインをもとに、40人までが望ましく、70人までOKとの提案

(→全国・大阪連協では、適正規模は30人と考えています)

・もっと議題に入れてもらいたいものはたくさんあるので、意見をあげましょう

・その他、(き)(く)にメモ

#### 〈こんごの「基準」専門委員会の予定〉

第3回目……7月24日(水)

今回と同様に全体的に論点にそって意見を出し合うことにするという進捗が確認されました。

第4回目……関係団体からのヒアリング。全国学童保育連絡協議会などから意見聴取の予定



### 内閣府・厚労省・各委員に意見をあげましょう！

国の基準は、全国すべての学童保育の質、予算保障に多大な影響を与えます。また、学童保育の役割・固有性を基準で示すことで、全児童対策事業や塾、習い事など別種類の事業との混同・一体化を防ぐこととなります。

子どもたちに、どんな学童保育生活を保障したいかをイメージして、内閣府や厚労省、会議の委員さんにどんどん意見をあげていきましょう！（別紙）

☆時期☆できれば7月24日までに。7～8月中を集中期間にしていきたいと思えます。



◎職員の資格について、どのように考えるか。

【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとしており、放課後児童指導員は「児童の遊びを指導する者」（※）の資格を有する者が望ましいとしている。
- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条で定める者
- 指導員のうち「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約7割となっている。

【論点・検討の視点】

- 職員の資格について、どのように考えるか。また、業務に従事する職員の全員に資格を求めるか。
- 職員の質を向上させるための研修について、どのように考えるか。

<委員の主な意見>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。
- ・ 資格が厳格化されると、無資格者が解雇を迫られる状況になってしまうため、どう対応するか、検討が必要ではないか。
- ・ 指導員の資格について、無資格者に対する経過措置や研修の受講によって担保することが必要ではないか。
- ・ 発達障害児の指導に非常に課題を感じているクラブが多い。
- ・ 職員の資質・スキルの担保のためには、基礎から専門までの科目設定や履修状況の管理などしっかりした研修制度が必要ではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

5. 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

「児童の遊びを指導する者」の基準

（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」）

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

◎職員の員数について、どのように考えるか。

【現状】

- 2人以上の指導員を配置しているクラブは、約95%となっている。
- 放課後児童クラブガイドライン、国庫補助基準では、指導員の員数は定めていない。

【論点・検討の視点】

- 児童数の規模に応じた職員の数について、どのように考えるか。
  - ・ 保育所では、例えば満4歳以上の幼児おおむね30人につき、保育士を1人以上配置することとされている。また、保育所1につき2人を下ることはできないとされている。
  - ・ 児童自立生活援助事業では、事業所における指導員の数は、入居者6人までは3人以上、入居者9人までは4人以上、入居者12人までは5人以上・・・とされている。
  - ・ 小規模住居型児童養育事業では、事業を行う住居ごとに、2人の養育者及び1人以上の補助者を置かなければならないとされている。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

5. 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

指導員の数について(1)

- 従事している指導員の数が1人のクラブは、5%である。
- 「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者がいないクラブは、4.7%である。

N=11,558か所

指導員の数

指導員数	割合	クラブ数
1人	5.0%	581か所
2人	27.4%	3,164か所
3人	26.5%	3,066か所
4人	20.2%	2,339か所
5人以上	20.8%	2,408か所
合計	100.0%	11,558か所

「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者の数

有資格者	割合	クラブ数
0人	4.7%	548か所
1人	16.4%	1,898か所
2人	31.2%	3,603か所
3人	22.4%	2,593か所
4人以上	25.2%	2,916か所
合計	100.0%	11,558か所



# 施設・設備【参酌すべき基準】

◎必要な施設・設備について、どのように考えるか。

## 1. 専用室・専用スペース

- 【現状】
- 放課後児童クラブガイドライン、国庫補助基準では、専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとしている。また、放課後児童クラブガイドラインでは、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいとしている。
  - ※ なお、ここでの「専用の部屋」「専用スペース」とは、放課後児童健全育成事業の実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。
  - 1.65㎡以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは約76%（16,098か所）となっている。

- 【論点・検討の視点】
- 専用室・専用スペースの設置について、どのように考えるか。
  - 専用室・専用スペースの面積について、どのように考えるか。

## 2. その他の設備（静養室・静養スペース等）

- 【現状】
- 放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとしている。
  - ※ なお、ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。
  - 静養スペースを確保しているクラブは、約64%（13,509か所）となっている。

- 放課後児童クラブガイドラインでは、施設・設備について、「事業に必要な設備・備品を備えること」としている。
- ※ 国庫補助基準では、事業を行うに当たり、活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えることとしている。

- 【論点・検討の視点】
- 静養室・静養スペースの設置について、どのように考えるか。
  - 専用室・専用スペース、静養室・静養スペース以外の設備について、どのように考えるか。

＜委員の主な意見＞

- ・ 都会では特に場所を探すのが困難。都会では土地も十分でないことを配慮して、面積要件の基準策定が必要ではないか。
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

4. 施設・設備
- (1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
  - (2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。
  - (3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

## その他の設備・備品について

○ 都道府県が策定した放課後児童クラブガイドラインでは、その他の設備・備品に係る規定は、自治体によって様々な状況となっている。

- ①個別の設備・備品を規定、②主な設備・備品を規定、③定義のみ規定 ④定めなし

<p>【①のタイプ】 静岡県</p>	<p>○施設整備 ア 児童のための専用スペースを設けること。 イ 児童の体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。 ウ 子どもが体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。 エ 安全管理のため、施設装置を取り付けすること。 オ 児童数に応じたトイレ、手洗いができる設備を設けること。 カ 活動に必要な十分な明るさを確保すること。 キ 活動に必要な十分な空気設備及びコンセント数を確保すること。 ク 靴や靴をおく場所を確保すること。 ケ 専用の出入口を確保すること。 コ コップ等の食器類や汚れ着の洗い場、足洗い場を設けること。 サ ただし、ウ、オ及びコについては、他の施設に整備されているもので、対象児童の利用について十分な便宜が図られている場合にはこの限りではありません。</p>	<p>○備品等の設備整備 ア 学習活動や生活のための座机等を整備すること。 イ 食品の保存に注意をするため、冷蔵庫や食器カゴ等を整備すること。 ウ 活動用の遊具、図書、図画、テレビ等を整備すること。 エ 靴や靴をおくロッカーや棚を確保すること。 オ 活動材料などを整理するロッカーや棚を確保すること。 カ 冷暖房器具、洗濯機を整備すること。 キ 火災報知器や消化器を整備すること。 ク 放課後児童指導員の事務机、保護者等と連絡を取るための電話等を整備すること。</p>
<p>【②のタイプ】 栃木県</p>	<p>3. 施設・設備に関すること (前略)…また、子どもが体調の悪いときなどに休息できる静養スペースを確保するとともに、児童数に応じたロッカー、下駄箱、男女別のトイレ、おやつを提供するための台所設備等を設けよう。</p>	
<p>【③のタイプ】 神奈川県</p>	<p>(5) 施設・設備 ○ 施設・設備については、衛生及び安全が確保されていると共に、事業に必要な設備・備品を備える。</p>	

【参考】放課後児童クラブガイドライン  
(平成19年10月19日雇用均等・児童家庭局長通知)

4. 施設・備品  
(3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。



## 開所日数【参酌すべき基準】

◎開所日数について、どのように考えるか。

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」としている。
- 国庫補助基準では、開所日は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所することとしている。ただし、ニーズ調査の結果実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも補助の対象としている。
- ※ 250日以上開所しているクラブは約95%（20,049か所）。

### 【論点・検討の視点】

- 開所日数について、どのように考えるか。
- ※ なお、平成25年度の場合、
  - ・ 土/日/祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：247日
  - ・ 日/祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：298日
 となる。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

### 3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

18



## 開所時間【参酌すべき基準】

◎開所時間（平日・休日）について、どのように考えるか。

### 1. 平日の開所時間

#### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」としている。
- ※ 国庫補助基準では、平日の開所時間は1日平均3時間以上とすることとしている。
- 平日の開所時間別のクラブの割合を推計すると、5時間開所しているクラブの割合が約29%と最も高く、次いで6時間開所しているクラブが約27%となっている。

#### 【論点・検討の視点】

- 平日の開所時間について、どのように考えるか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

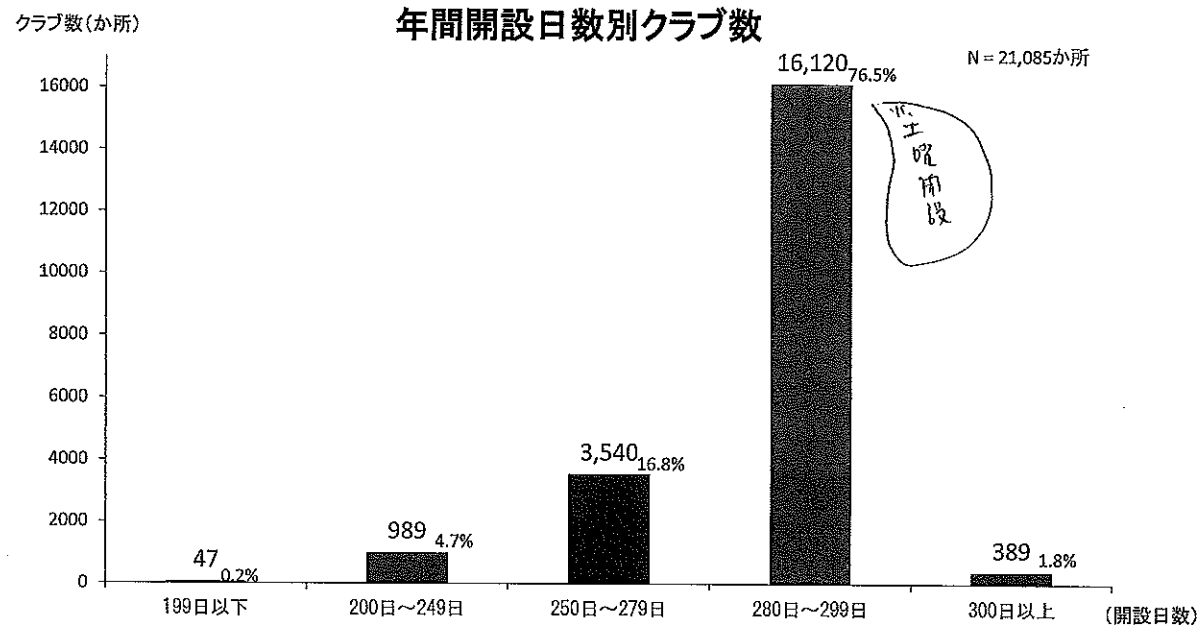
### 3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

20

## 開所日数の状況について

- 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

19

### 2. 休日の開所時間

#### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とした上で、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については「保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること」としている。
- ※ 国庫補助基準では、「長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること」としている。
- 休日の開所時間別のクラブの割合を推計すると、10時間開所しているクラブの割合が約41%と最も高く、次いで9時間開所しているクラブが約33%となっている。
- 休日に開所しているクラブのうち、休日8時間以上開所しているクラブの割合は98.1%となっている。

#### 【論点・検討の視点】

- 休日の開所時間について、どのように考えるか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

### 3. 開所日・開所時間

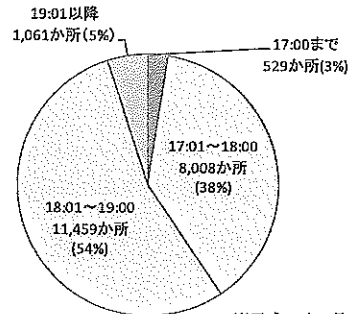
開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

21

# 放課後児童クラブの終了時刻について

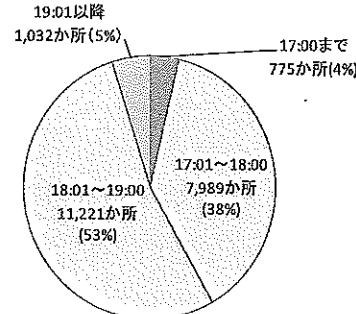
- 平日・休日ともに、18:01以降に閉所するクラブが全体の約6割を占める。
- 平日と休日とを比較して、終了時刻に大きな差は見られない。

## ○終了時刻の状況(平日)



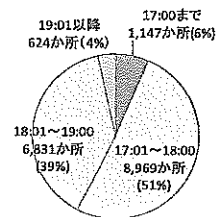
※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

## ○終了時刻の状況(休日)

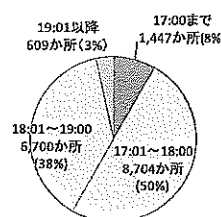


※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

(参考)20年



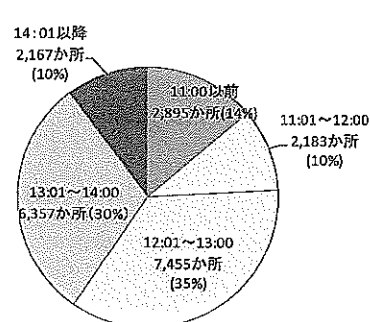
(参考)20年



# 放課後児童クラブの開所時刻について

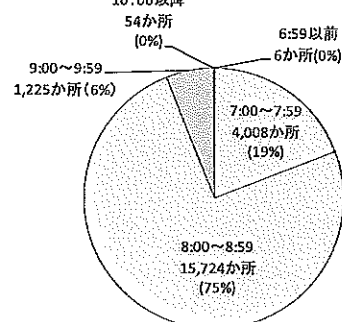
- 平日は、12:01~14:00の間に開所するクラブが全体の約6割を占めるが、開所時刻にはバラツキがある。
- 休日は、ほとんどのクラブが8:59以前に開所している。

## ○開所時刻の状況(平日)



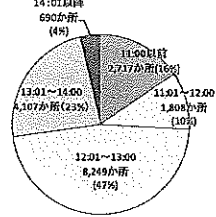
※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

## ○開所時刻の状況(休日)

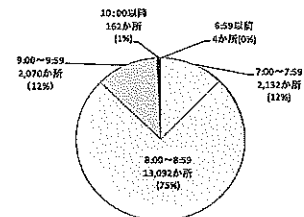


※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

(参考)20年



(参考)20年



# その他の基準【参酌すべき基準】

## ◎その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容については、資料2を参照。
- なお、放課後児童クラブガイドラインにおいて、具体的な数値基準を示しているのは、開所時間、施設・設備の基準を除くと、「集団規模」のみ。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」としている。

### 【論点・検討の視点】

- その他の基準として、どのようなものを定めるか。
- 集団規模について、基準とすべきかどうかも含め、どのように考えるか。

### <委員の主な意見>

- ・ 「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。
- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないかと。
- ・ 学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン(雇発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)抄

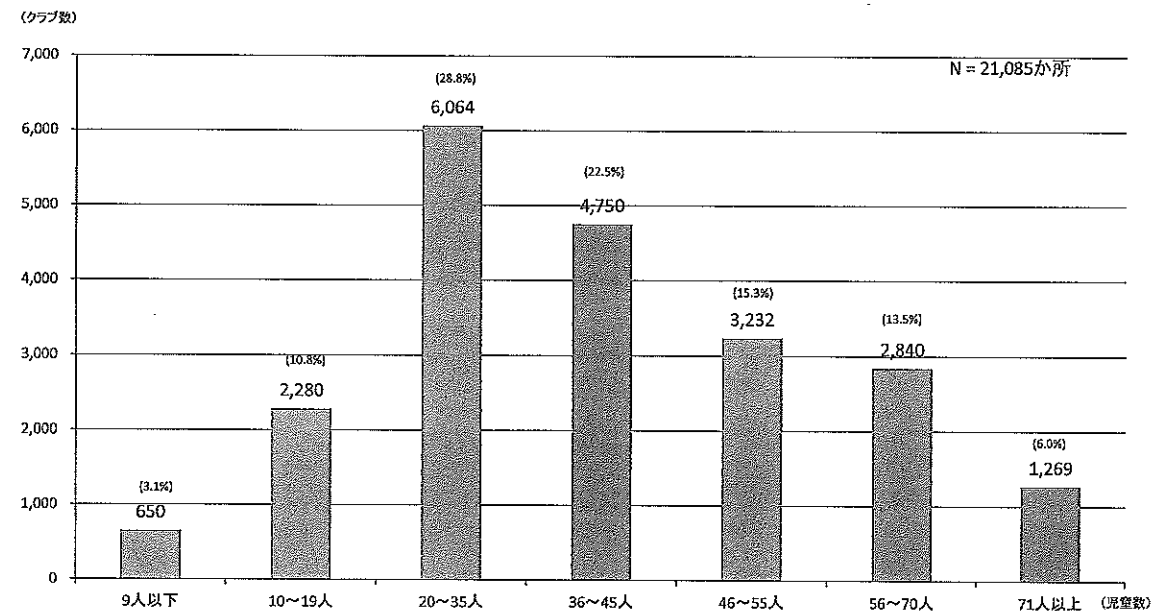
### 2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

障害児や  
高学年にと、この  
児童保育ー12717  
考えられてない  
発言

# 実施規模別クラブ数の状況について

- 9割以上のクラブにおいて、実施規模が70人以下となっているものの、1200か所程度のクラブにおいて、71人以上の大規模クラブが存在している。



※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

## ② その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

<委員の主な意見>

- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。(再掲)

◎児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

<委員の主な意見>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。(再掲)
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。(再掲)
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。(再掲)
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。(再掲)

◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

<委員の主な意見>

- ・ 児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、資質の向上を図ることが必要ではないか。

◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。